

吉村委員コメント（平成17年12月6日）

第7回「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」資料。

15～16頁の卒前教育の部分について、以下の赤字の部分を考えてみましたので、ご検討頂けると幸いです。

IV. 子供の心の診療医の養成のあり方

1. 小児科・精神科の一般医の養成について

i 教育・研修の到達目標

(1) 卒前教育（医学部教育）

A 一般教育目標

- ・子どもの心の問題について配慮する必要性を認識している。

イ 個別行動目標

(別添資料)

ii 養成のための具体的な方法

(1) 卒前教育（医学部教育）

A. 当面の対策

- ・大学は、医学部教育における子どもの心の問題に関する教育の充実を図る。特に子どもの心の問題に関する実習を行えるよう努める。

具体的な望ましい取り組み

- 1) 小児科あるいは精神科の教育カリキュラムに小児精神医学および小児心身医学の講義と実習を必修化する
- 2) 実習は可能な限り付属病院で行えるよう環境を整備し、できない場合には学外の連携施設で行う
- 3) 小児精神医学あるいは心身医学の講義・実習を担当する教員（専任あるいは兼任の、常勤あるいは非常勤）を確保する
- 4) 大学付属病院における小児精神疾患あるいは心身医学に関する診療部門（少なくとも外来部門）を設置する
- 5) 将来的に、独立した小児精神科の講座を設置することを考慮する
- 6) 小児精神医学および心身医学に関する図書・教材を整備する

・医学教育モデルコアカリキュラムの「人体各器官の正常構造と機能、病態、診断、治療」の項の「精神系」の到達目標に、小児精神疾患の項目を独立して追加する（文部科学省）

・医師国家試験における小児精神疾患に関する出題を増やす（厚生労働省）

B. 中長期的対策

- ・子どもの心の診療に関する教育、診療の二層の充実を図る

